



平成 25 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ レ ビ 朝 日  
代 表 者 名 代表取締役社長 早河 洋  
コ ー ド 番 号 9 4 0 9 (東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 角 南 源 五  
(TEL 03-6406-1111)

### **当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について**

当社は、平成 22 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年 6 月 29 日開催の第 70 期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、前記定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、旧プランは、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 73 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 25 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、前記取締役会においては、本更新につき出席した取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、当社社外監査役 3 名を含む監査役 5 名全員が本更新に賛成しております。

なお、本更新にともなう旧プランからの主な変更点は、意向表明書および本必要情報（III 2. (3) において定義されます。）の内容を見直したことなどです。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は民間放送局として、国民生活に必要な情報と健全な娛樂を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性・不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献するとともに、適切・公正な手法により利潤を追求してまいりました。

このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに適うコンテンツを制作・発信し続けることが企業価値の源泉であると確信しております。

なお、当社の企業価値にかかる考え方の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://company.tv-asahi.co.jp/>）に掲載しております。

### 2. 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為（III 2. (2) において定義されます。以下同じとします。）の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれのあるものも少なくありません。

当社は、民間放送局として I 1. のような認識のもと、市民社会に貢献する企業活動を継続することが、社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。そもそも、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）が構築してきたコーポレートブランドや企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i) 放送・その他の事業を通じて提供する情報やコンテンツが社会から信頼され、求められていることが、当社の存立基盤であるとの認識を持って、企業活動を発展的に継承していくこと、(ii) さらに、これら一連の企業活動は、当社の放送事業の特質を活かしながら、その他の事業とともに、情報・コンテンツをさらに魅力的かつ社会から求められるようにするために行われるものであること、(iii) そのために必要な企業活動の基盤を整備すること、および(iv) 安定的な財務体質を維持することが必要不可欠

であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付けが当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、もしくは株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為（詳細につきましては、III 2. (6)イ. ①ないし⑨をご参照ください。）に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## **II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み**

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の取り組みを行っております。

### **1. 「デジタル5ビジョン<経営計画2011-2013>」に基づく取り組み**

放送局を取り巻く環境は、急激なスピードで変化しております。平成23年度には、地上アナログ放送停波とデジタル放送への移行が完了し、当社も「デジタル5チャンネルのテレビ朝日」として新たな歴史が始まりました。また、スマートフォン、タブレット端末、スマートTVなどデバイスの高機能化が急速に進んでおり、ブロードバンドの普及によりコンテンツの流通路も多様化しています。

こうした環境変化のなかで、さらなる進化を遂げるべく、当社は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年計画「デジタル5ビジョン<経営計画2011-2013>」をスタートさせ、平成25年度はその最終年度にあたります。開局以来50年を超える歴史のなかで築き上げた強みを活かし、競合他社と差別化された独創的なポジションを構築することにより、当社はコンテンツを核としたあらゆるビジネスの最大化を実現してまいります。それにより、将来「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」となることを目指してまいります。

当社はこの3ヶ年を「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」を目指すための基盤を完成させる期間と位置づけ、以下の5つの戦略目標を掲げております。

<3ヶ年に注力する5つの戦略目標>

- 「地上波の世帯視聴率で平成25年度中にプライム・プライム2 1位、全日帯 トップグループ」
- 「広告収入の最大限拡大と広告の『新ビジネススキーム』の構築」
- 「コンテンツ展開の推進と新規ビジネスの開拓による広告外収益の拡大」
- 「グループ経営の効率化と競争力の強化」
- 「活力あるテレビ朝日グループを創る人事・企業風土の改革」

今後もテレビ放送事業者としての公共性や社会的責任を全うできるよう良質なコンテンツの提供に努めてまいりますとともに、この3ヶ年を足がかりにさらなる成長を実現し、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築しております。具体的には、コンプライアンスに基づく内部統制体制の整備により、経営監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、放送局・報道機関としての公共性・公益性の堅持を前提に、適切、公正な手法による利潤の追求を目指しており、この考え方は、当社のコーポレート・ガバナンスの体制確立・企業活動の推進に大きな比重を占めています。

具体的には、当社取締役会は16名中6名を社外取締役で構成しており、社外取締役は、それぞれの経験、専門性などを生かし多様な視点から当社取締役会の監督強化に寄与しております。また、当社の監査役は、5名中3名を社外監査役で構成しており、そのうちの1名は弁護士の資格を有する者としております。また、監査役を補佐するスタッフの配置をはじめ監査・チェック機能の強化に資する施策も推進しております。

さらに、取締役会決議に関する書面決議制度の導入、特別取締役の選定を通じて、適正な経営監視体制のもとでの意思決定の迅速化も図っております。

今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

## III基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

## 1. 本更新の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主のみなさまの自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることはもちろんのこと、また、かかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると<sup>1</sup>、今後当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大量買付けがなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして本更新を行うこといたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為が行われる場合に、大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、(i) 事前に大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 株主のみなさまに当社経営陣の計画や代替案等を提示し、または大量取得者との交渉を行うなどするための手続を定めています。

---

<sup>1</sup> 当社の大株主の状況については別紙4をご参照ください。なお、当社の現在の筆頭株主である株式会社朝日新聞社（以下「朝日新聞社」といいます。）は、当社株式の24.72%を保有しており、同社および同社メディアグループと当社とは、メディアとしての総合力を強化する観点から人材交流や営業取引などを行う関係を継続してきたものであります。双方とも、主たる事業領域も異なり、それぞれの事業が高い公共性を有し、法令による規制をはじめ、事業内容面でも自主自立が求められるものであり、相互に自主独立した関係を構築しております。また、公益財団法人朝日新聞文化財団は、当社株式の2.00%を保有していますが、その理事の過半数を朝日新聞社取締役およびその関係者以外の者が占めており、当社はもとより朝日新聞社からも独立した意思決定を行う株主です。

## ロ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大量取得者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量取得行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否かの検討ならびに判断については、当社取締役会は、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として設置される独立委員会に必ず諮問しなければならないこととします。

独立委員会は、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会が決議をする際には独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

なお、当社取締役会が諮問する、かかる例外的な対抗措置の具体的な内容については後記III 2. (9) をご参照ください。

### (2) 対象となる大量取得行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当した場合はその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量取得行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>に関する大量取得者の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>4</sup>

---

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プレスリリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プレスリリースにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量取得者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大量取得者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量取得者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参考することができます。

<sup>4</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>に関する大量取得者の株券等所有割合<sup>6</sup>とその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>8</sup>
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量取得者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量取得者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量取得者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

9

なお、本更新時点において既に株券等保有割合が20%以上である者については、本プランの適用はないものとします。

### (3) 買付説明書および情報提供の要求

#### イ. 意向表明書の提出

前記III 2. (2) に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量取得者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量取得行為の概要を明示し、大量取得行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面（大量取得者の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、意向表明書および下記ロ. に定める買付説明書その他大量取得者が当社取締役会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

#### ロ. 情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式（大

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本プレスリリースにおいて同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、大量取得者の特別関係者とみなします。以下本プレスリリースにおいて同じとします。

<sup>8</sup> 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

<sup>9</sup> 当該大量取得者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

量取得者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。) を大量取得者に対して交付いたします。大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付説明書の提出と同時に、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面を提出していただきます。

本必要情報の具体的な内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量取得者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大量取得者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大量取得行為の目的、方法および内容(大量取得行為の対価の額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等)および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④ 大量取得者と第三者との間の当社の株券等に関する合意
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に關し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨ その他独立委員会(その詳細については前記III 2. (1) ロ. 参照。)が合理的に必要と判断する情報

なお、買付説明書と同時に提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、書面により、大量取得者に対して、本必要情報のうち不足している情報等について、当社取締役会が合理的に定める期間内に追加的に提供することを求めることができます。大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報については、一般に開示することが相当であると当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会が適切と判断する時点

で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、本必要情報および買付説明書の記載の内容が不十分であると判断した場合は、大量取得者に対し、適宜合理的な期限を定めたうえ、当社取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることができます。

当社取締役会および独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、ただちにその旨を開示いたします。

#### (4) 取締役会による意見、代替案等の提示

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的と認める期間内(ただし、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を開示した日から起算して原則として60日間を超えないものとします。)に、大量取得行為の内容に対する意見ならびにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

#### (5) 独立委員会評価期間の設定等

大量取得者および当社取締役会より情報提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合は、独立委員会は、情報提供が完了した旨を公表のうえ、当該公表をした日から最長60日間（子会社17社および関連会社8社を含む当社グループの事業規模、事業の性格・多様性等に鑑み、原則として最長60日間とします。）の評価期間（以下「独立委員会評価期間」といいます。ただし、延長・再延長期間の合計が30日間を超えない範囲において独立委員会評価期間を延長・再延長できるものとし、独立委員会が独立委員会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由をただちに開示します。）を設定します（したがって、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を開示した日から独立委員会評価期間終了までは、原則として最長150日間となります。）。

独立委員会は、独立委員会評価期間内において大量取得者および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主のみなさまのご意向の把握に努めるとともに、アドバタイザー、従業員、地域・社会等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客觀性を

高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

そのうえで、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から大量取得行為の内容を検討し、必要に応じて、大量取得行為の内容を改善させるために、当社取締役会を通じて大量取得者と協議、交渉を行います。また、独立委員会の委員は、必要であると認めたときは、これらの協議、交渉に参加することができます。大量取得者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

#### （6）独立委員会の勧告手続

独立委員会は、独立委員会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量取得行為に関する勧告を行うものとします。

##### イ. 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものであり、対抗措置をとることが相当であると判断したときは、かかる大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置発動の可否について勧告するほか、対抗措置の発動について株主総会に諮るべきである旨の勧告をする場合があります。

また、独立委員会から対抗措置の発動の可否、または対抗措置の発動について株主

総会に諮るべきである旨を勧告された場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

- ① 次の a. から d. までに掲げる行為等により当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合
  - a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに大量取得者の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 会社の資産を大量取得者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)等であって株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合
- ③ 大量取得者による支配権取得により、当社グループの従業員、当社グループ企業、系列局、アドバタイザー等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 大量取得行為の条件(対価の種類・価額、大量取得行為の時期、買付方法の適法性、大量取得行為の後における当社グループの従業員、当社グループ企業、系列局、アドバタイザー等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。)が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な大量取得行為である場合
- ⑤ 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企业文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為である場合
- ⑥ 買付け後の経営方針や事業計画の内容が著しく不十分または不適当であるため、当社が営む事業の公共性または視聴者・アドバタイザーをはじめとするス

テークホルダーの利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付け等であることが明らかな場合

- ⑦ 大量取得者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 法令または当社の定款に違反する大量取得行為である場合
- ⑨ その他①ないし⑧に準ずる場合で、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ. 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量取得者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動する必要がないことが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 取締役会による決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について株主のみなさまのご意見を反映すべきと判断した場合には、株主のみなさまに対し対抗措置の発動についてお諮りするため、株主総会招集の決議を行い、当社株主総会を開催する場合があります。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、大量取得者は、当社取締役会（対抗措置の発動について株主総会に諮る場合には株主総会）が、発動または不発動の決議を行い、当社がその決議内容を開示するまでは、大量取得行為を行うことができないものとします。

#### (8) 本必要情報の変更

前記III 2. (3) の規定に従い、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大量取得者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大量取得行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量取得行為について、変更前とは別個の大量取得行為として本プランに基づく手續が改めて適用されるものとします。

#### (9) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款上認められている措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

#### (10) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決議された後に、大量取得行為が撤回された場合その他当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置を発動することが適切でなくなったと判断した場合には、対抗措置の発動手続の中止または停止を行うことがあります。

すなわち、対抗措置の効力発生前においては、法令上可能な限り、対抗措置の効力を発生させない措置をとるものとします。また、対抗措置の効力発生後においては、合理的に可能な範囲で、実質的に当該対抗措置の効力をながらしめる措置をとるものとします。

なお、対抗措置の発動手続が中止または停止された場合、対抗措置の発動により当社株式の価値が希釈されることを前提に売買を行った株主または投資家のみなさまには、相応の損失が生じる可能性があります。

### 3. 株主・投資家等のみなさまに与える影響等

#### (1) 本プランの更新時に株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プラン更新時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

## （2）対抗措置発動時に株主・投資家のみなさまに与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置の仕組上、当社株主のみなさま（本プランに違反した大量取得者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量取得行為を行う大量取得者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、具体的に決定された対抗措置の内容によっては、株主のみなさまに、一定の金額の払込みをしていただく必要が生じる場合があります。その他、手続の詳細につきましては、具体的な対抗措置を決定した際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

## 4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランの同一性を損なわない限度で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## 5. 法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成25年4月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要性が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## **IV 本プランが基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないことおよび会社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにそれらの理由**

### **(1) 本プランが基本方針に沿うものであること**

本プランは、大量取得行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置ならびに株主および投資家のみなさまに与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量取得者が大量取得行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会および独立委員会に事前に提供し、当社取締役会および独立委員会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大量取得行為を開始することを求め、これを遵守しない大量取得者に対しては独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が企業価値ひいては株主共同の利益価値を守るために対抗措置を発動することがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量取得者の大量取得行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断したときには、当社取締役会は、場合により株主総会の決議を経て、かかる大量取得者に対して企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあることを明記しています。

このように本プランは、基本方針の考え方によつて設計されたものであるといえます。

### **(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと**

Iで述べたとおり、基本方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保することをその内容としています。本プランは、かかる基本方針の考え方によつて設計され、当社株主のみなさまが大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、および代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本プランによつて、当社株主および投資家のみなさまは適切な投資判断を行うことができますので、本プランが企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであると考えます。さらに、本定時株主総会において本更新に関する承認議案を提出することで当社株主のみなさまのご意思を確認させていただくこと、その後の継続も当社株主のみなさまの承認を条件としていること、当社株主のみなさまが望めば本プランの廃止

止も可能であることは、本プランが企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。

### **(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本プランは、大量取得行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で本プランに定める手続の遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前に、かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行われれます。当社取締役会は、単独で本プランの継続を行うことはできず、当社株主のみなさまの承認を要します。

また、大量取得行為に関して当社取締役会が評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、代替案を提示し、大量取得者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

さらに、対抗措置発動の可否については、必要に応じて株主総会を開催して株主意思の確認手続を経ることも定められています。

なお、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができますので、大量取得者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することができます。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。加えて、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者 ((i) および (ii) についてはその補欠者を含む。) から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、平成25年6月開催予定の本定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（社外取締役または社外監査役として再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 対抗措置の発動または不発動
  - ② 対抗措置の中止またはそれらに類する事項
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 本プランの対象となる大量取得行為への該当性の判断
  - ② 独立委員会評価期間の設定およびその延長の決定
  - ③ 大量取得者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ④ 大量取得者の大量取得行為の内容の精査・検討
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑥ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑦ 本プランの修正または変更の承認
- ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
- ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、大量取得者に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大量取得者から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量取得者の大量取得行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、大量取得行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

### **独立委員会委員略歴**

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

安斎 隆（あんざい たかし）

昭和16年生まれ

平成 6年 日本銀行理事

平成10年 株式会社日本長期信用銀行頭取

平成13年 株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行）代表取締役社長

平成17年 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役

平成22年 株式会社セブン銀行代表取締役会長

樋口 美雄（ひぐち よしお）

昭和27年生まれ

平成 3年 慶應義塾大学商学部教授 商学博士号取得

平成21年 慶應義塾大学商学部長

その他、平成17年～平成20年 国民生活金融公庫総合研究所長

須藤 英章（すどう ひであき）

昭和19年生まれ

昭和46年 弁護士登録、会計士補登録

平成15年 東京富士法律事務所代表

事業再生研究機構専務理事

平成21年 事業再生研究機構代表理事

その他、平成2年～平成20年 日本大学経済学部教授、日本大学法科大学院教授

以 上

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ①大量取得者または大量取得者のグループに属する者（ただし、一定の例外事由が存する場合を除く。）
- ②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記8. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）
- ③大量取得者または大量取得者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- (1)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- (2)当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
  - ①大量取得者または大量取得者のグループに属する者
  - ②取得日までに、大量取得者または大量取得者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- (3)前項に従い、当社株式と引換えに外国人等<sup>10</sup>が有する新株予約権（以下「外国人保有新

<sup>10</sup> (i)日本の国籍を有しない人（電波法第5条第1項第1号）、(ii)外国政府又はその代表者（同第2号）、(iii)外国の法人又は団体（同第3号）、および(iv)(i)ないし(iii)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第6条の3の3に定める割合以上である法人又は団体（電波法第5条第4項第3号ロ）をいいます。

「株予約権」という。）を取得するときは、これと引換えに交付する財産は、

①取締役会が電波法第5条第4項第2号または同項第3号に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、電波法に定めるところにより、当社の議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める新株予約権の個数に對象株式数を乗じた数の当社株式、および

②外国人保有新株予約権のうち、①において取得の対象となる新株予約権を控除した残りの新株予約権の時価として取締役会が合理的に定める額の金銭

の組み合わせとするものとし、当社は、かかる当社株式および金銭を、各外国人等の有する新株予約権の個数に応じて比例按分したうえ、当該外国人等に対して交付することができるものとする。

(4)第2項に定める取得日以降において、大量取得者または大量取得者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、第2項②に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき對象株式数の当社株式を交付することができるものとし（ただし、外国人等が有する新株予約権を取得するときの取扱いは前項と同様とする。）、その後も同様とする。

以上

### 当社の大株主の状況

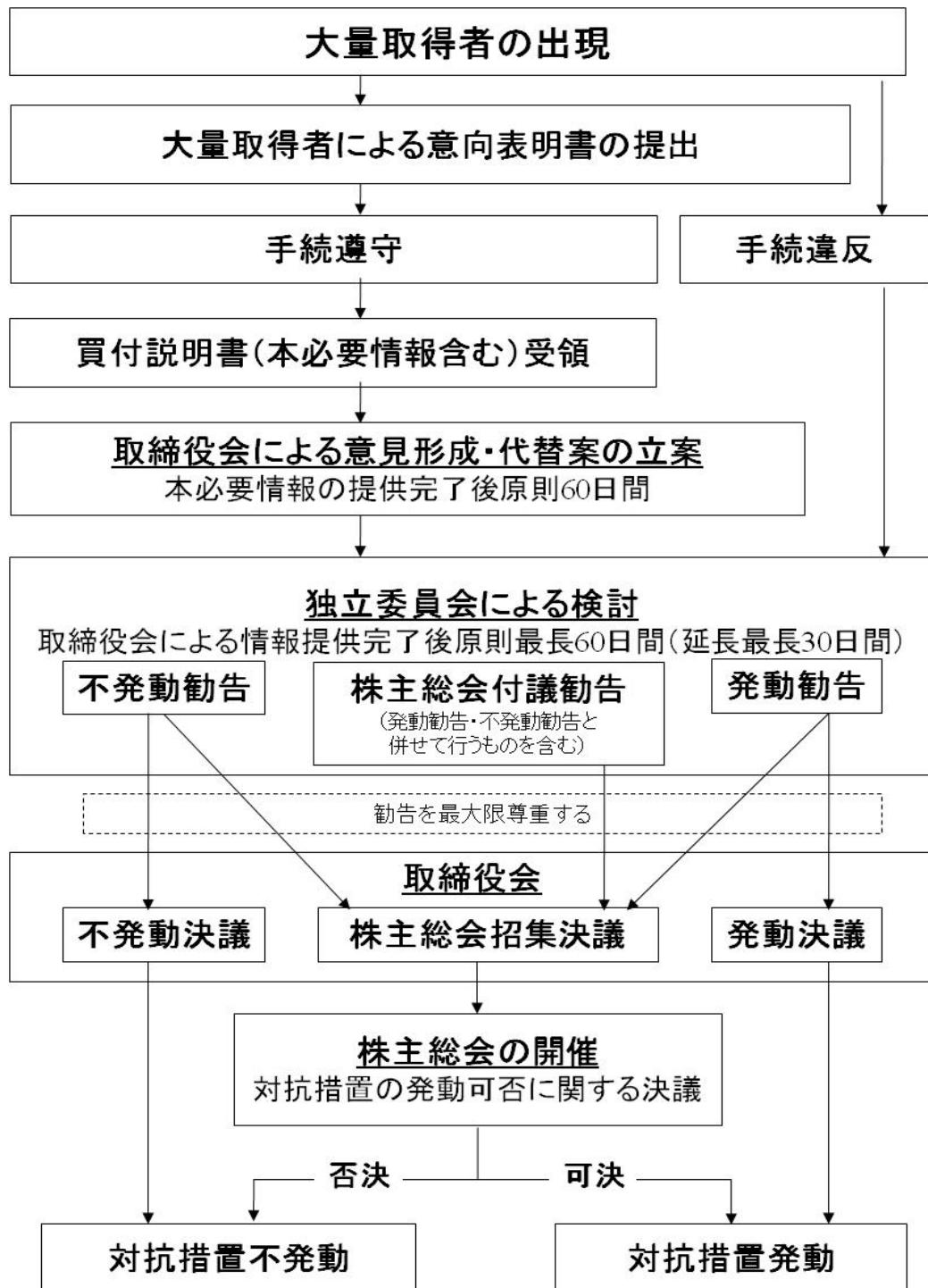
平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
株式会社朝日新聞社	24,864,900 株	24.72 %
東映株式会社	16,184,200	16.09
公益財団法人香雪美術館	5,030,000	5.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 大日本印刷口 再信託受託者 資産管理サ ービス信託銀行株式会社	4,030,000	4.01
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社（信託 口）	3,247,000	3.23
九州朝日放送株式会社	3,214,700	3.20
株式会社リクルートホールディングス	2,100,000	2.09
公益財団法人朝日新聞文化財団	2,012,000	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,974,300	1.96
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,861,900	1.85

以 上

(参考資料)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れをわかりやすく説明するために、詳細を省略して作成したものです。本プランの正確な内容については、プレスリリース本文をご参照ください。